

定の評議に際して検事の報告に關して要求せらるることあるべき説明を爲すことを要す之に反して爲したる決定は無効とす（一八六九年四月八日大審院刑事部判決ダローズ一八六九年法令學說判例彙集第一部第五三二頁、フォスタン・エリー第五卷第二一九九號）

六五九 四、一八九七年十二月八日法律前に於ては事件に關して豫審判事の職務を行ひし者にして移審部員と爲りしときは移審部の決定に參與するを得たり（一八一三年一月三十一日大審院刑事部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集司法組織の部第五九六號第一判例）

六六〇 一八九七年八月三十日法律以後と雖も其の第一條の一般規定あるに拘はらず右規則の適用あるべきものの如し何となれば移審部は事件の豫審に參與するに過ぎざるを以てなり

六六一 之を要するに移審部に於て豫審判事の職を行ひし控訴院判事は有効に移審決定に參與することを（一八三四年十一月八日大審院刑事部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集司法組織の部第五九六號第二判例、フォスタン・エリー第一卷第二二三〇號）

六六二 又判例に依れば判事か國事犯に關して議院に於ける審問に參與したる事實は此犯罪被告人に對する移審決定に參與することを妨げず（一八四九年二月十七日大審院刑事部判決ダローズ一八四九年法令學說判例彙集第一部第五一頁）

第三項 移審決定の爲二部の聯合

六六三 重大なる情狀あるとき又は被告人多數なるときは控訴院の二の移審部又は移審部一あるに過ぎざるときは移審部及輕罪控訴部は移審に關する決定を爲す爲聯合することを得（一八一〇年七月六日命令第三條）

六六四 右命令の規定に依れば此聯合は檢事長の請求を以て之を行ふものとす然れども檢事長は院長に對して先づ之を爲し院長は其聯合を命ずるを以て可とすへし此方法は右命令の規定に反するものとして之を見ることを得ず（一八四七年十二月十日大審院刑事部判決ダローズ一八四八年法令學說判例彙集第一部第二〇頁及檢事長デュベンの意見一フォスタン・エリー第五卷第二二二九號）

六六五 然して此方法を執るの時宜に適するや否やは檢事長之を量定し檢事長か此方法を執らむことを要求するときは控訴院長は之を拒むことを得ず

六六六 被告人は此聯合に對し不服の申立を爲すことを得ず（一八三一年三月四日大審院刑事部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集司法組織の部第六〇一號）

六六七 一八一〇年七月六日命令第三條の規定に依り職權を行ふ檢事長は事件の數に應じて別個に聯合の請求を爲すことを要せず（一八三四年三月四日大審院刑事部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集司法組織の部第六〇二號）

六六八 聯合部は各部か別個に評議を爲す爲法律を以て規定したる員數以下の員數を以て評議を爲すこと

を得ず（一八一九年十月八日大審院刑事部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集司法組織の部第五九九號、一八四七年十二月十日同上判決ダローズ一八四八年法令學說判例彙集第一部第二〇頁）—此規則は一八八三年八月三十日法律第一條第一項に規定したる原則と綜合して之を見ることを要す其規定に依れば事件の如何を問はず控訴院の判決は奇數の判事評議して之を爲すことを要す從て十一人の判事を以て開廷組織を爲さざるべからず

六六九 一八一〇年七月六日命令第七條の適用に依り適當と認むる場合に於て移審部長たることを得る控訴院長は均しく輕罪控訴部と移審部との二部の聯合部長たることを得（一八三一年三月四日大審院刑事部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集司法組織の部第六〇二號—フォスタン・エリー第五卷第二二二九號）

第四項 移審部の權限

六七〇 移審部の權限に關しては刑事訴訟の部を見るべし

六七一 一八九九年八月二十日命令の規定に依れば巴里控訴院長は民事事件を移審部に移付することを得

第四章 大審院

一〇八六 大審院は最上級の司法裁判所にして佛國內地及植民地の民事裁判所又は刑事裁判所を統轄し法律適用の正確と判例の統一を期するを以て本務とし前裁判を廢棄し破毀するの權を有す是れ其破毀院と稱せらるる所以なり

一〇八七 近世司法組織上大審院は王朝時代に於て訴訟事件殊に法院の判決若くは終審判決に對する上告を受けたる上訴部若くは顧問部と稱する王室顧問府の一部に代はりしものなり此上訴部に於て行ひし訴訟手續規定はダゲッソーが重視すべき其著「一八三八年六月二十八日裁判事務章程」(ダローズ母字順法令學說判例彙集破毀の部第七號)に輯集せしものにして民事に付ては今尚ほ行はるるを見る(上告の部第三號)

一〇八八 一七八九年十月二十日命令を以て一時保持せられたる王室顧問府の司法上の職權は未だ幾ならずして上告裁判所の職權に歸し一七九〇年十一月二十七日—十二月一日命令(ダローズ母字順法令學說判例彙集破毀の部第一二號)を以て一七三八年裁判事務章程に掲げたる訴訟手續に關する規則の適用を保持し其職權及構成方法を定めたり

一〇八九 爾來立法行爲を以て屢次此裁判所の組織及權限を改正せり吾人は只茲に此裁判所に破毀院の名

稱を付したる共和第十二年花月二十八日上院決議、大審院判事にコンセイエの官名を付し大審院検事に
 アヴォカゼネラルの官名を付したる一八一〇年三月十八日命令、司法組織に關する一八一〇年四月二
 十日法律第七條第一〇條及第五六條、大審院事務章程に關する一八二六年一月十五日—十九日命令、法
 律の解釋に關する大審院と移送を受けたる法院との權限を定めたる一八二八年七月三十日及一八三七年
 四月一日法律（法律の部參照）民事上告期間を定めたる一八六二年六月二日法律（ダローズ一八六二年
 法令學說判例彙集第四部第四七頁）軍法會議、アルゼリー地方及チュニジに在る海事裁判所、海上事
 故及衝突に關する一八九一年三月十日法律第一一條に規定したる海商事裁判所の判決及徒刑の執行に關
 する一八五四年五月三十日法律第一〇條を以て規定したる特殊海事裁判所の判決に對する上訴事件を裁
 判する爲覆審院に代ふるに大審院を以てしたる一九〇六年四月十七日法律第四四條（ダローズ一九〇六
 年法令學說判例彙集第四部第八五頁）を掲ぐるに止まらんとす

第一節 大審院の組織

第一款 大審院の構成

一〇九〇 一、一七九〇年十一月二十七日法律の下に在りては上告裁判所は四年の任期として選舉したる
 四十二人の判事を以て之を構成し分ちて二部と爲す爾來裁判所の構成に付ては種々の變更を加へ共和第
 八年風月二十七日法律を以て其組織を一新し此新組織は爾來依然として保持せられたり然るに當時尙ほ

存せし裁判官の民選制度は共和第一〇年熱月十六日上院決議を以て之を廢止したり

一〇九一 大審院は四十九人の判事を以て之を構成す院長一人部長三人判事四十五人は是れなり（共和第八
 年風月二十七日法律第五八條以下共和第十二年花月二十八日上院決議第一三五條及第一三六條一八一〇
 年三月十九日命令第二二條一八一一年一月二十八日命令第一條第三條一八一五年二月十五日及一八二六
 年一月十五日命令）

一〇九二 二、大審院検事局は検事長一人検事六人（二人宛各部に附屬す）を以て之を構成す最故參檢事
 に屬せし首班檢事なる官名は一八九〇年十一月二十二日命令を以て之を廢止せり（ダローズ一八九一年
 法令學說判例彙集第四部第九頁）—通信及庶務は検事局書記長をして之を掌らしむ

一〇九三 三、大審院に書記長を置き宣誓を爲したる書記四人ありて其職務を補助す其三人は大審院の各
 部に分屬し訟延事務に従ひ其一人は供託事務を擔任す（共和第八年風月二十七日法律第六八條）
 書記長は二十七歳以上の法學士たるべく書記も亦法學士たるを必要とするも二十五歳以上たれば足れり
 とす（一八二六年一月十五日命令第七三條及第七五條）

一〇九四 四、特に大審院に附屬する辯護士會あり其會員は代訟人及辯護士に關する職務を併せ行ふ（辯
 護士の部第三六六號以下參照）

第二款 大審院判事の任命、就任式、權利及特權

- 一〇九五 一、任命—大審院判事は元首の命令を以て之を任命す
- 一〇九六 大審院判事として任命せらるる者は満三十歳以上の法學士にして辯護士として二年間職務に従事したることを要す
- 一〇九七 大審院判事の兩立不能の事由は原則として其他の判事の兩立不能の事由と同じ（前掲第三三號以下参照）
- 一〇九八 二、宣誓、就任式—新に大審院判事に任せられたる者は大審院に列席するに先ち宣誓を爲し就任式を受けざるへからず大審院は之れか爲の公式聯合部會を開き檢事長は書記長に對し辭令の朗讀を要求す檢事長か此要求を爲し書記長か朗讀を爲したる後大審院判事に關しては任命順上最後の二人の判事又大審院檢事に關しては任命順上最後の判事及最後の檢事は新任者を合議室より公式聯合部會場に誘致し新任者は此處に於て宣誓す（宣誓の部参照）
- 一〇九九 三、俸給—大審院判事の俸給は一七九一年二月十一日命令共和第四年霜月二十九日法律共和第八年風月二十七日法律共和第十二年收穫月二十七日上院決議一八三〇年十二月三十一日一八三二年四月二十四日一八三七年十一月七日の諸命令、一八五一年三月十九日命令（ダローズ一八五二年法令學說判例彙集第四部第九三頁）一八五三年十二月三十日命令（ダローズ一八五四年法令學說判例彙集第四部第一七頁）及一八七〇年十月八日命令（ダローズ一八七〇年法令學說判例彙集第四部第九五頁—俸給の部

参照）を以て逐次規定せられたり

- 一一〇〇 四、席次—部長及判事の席次は故參順位換言すれば任命順に依り之を定む
- 一一〇一 五、特權—院長部長及判事檢事長並檢事は王政時代に在りては英譽上の特權を有せしか王朝亡ふると同時に消滅せり（一八〇八年三月一日命令第八條一八三〇年憲法第二三條一八三一年十二月二十九日法律）民法第四二七條に依り後見を免除せられ及刑事訴訟法第四七九條に規定したる裁判上の特權（一八一〇年四月二十日法律第一〇條）を有す
- 儀式上大審院の列位及席次は現今に於ては一九〇七年六月十六日命令を以て之を定む此命令は共和第十二年收穫月二十四日命令を改正したるものなり
- 一一〇二 六、正服—大審院判事の正服は共和第十一年風月二十九日省令を以て之を定む

第三款 大審院の分科

- 一一〇三 一、大審院は之を三部に分ち其三部は民事事務を取扱ひ審理部及民事部とす他の一部は刑事部と稱し刑事事件に關し爲したる上告事件を取扱ふ
- 審理部を廢止し之に代ふるに民事第二部を以てせむとする法案は從來屢次議會に提出せられしか此趣旨に於ける最終の法案は一九〇六年十二月十二日下院に提出せられたり
- 一一〇四 二、各部に部長を置き院長は公式聯合部及總會の長と爲り必要と認むるときは各一部部長と爲

り概ね民事部長と爲る（一八一一年一月二十八日命令一八二六年一月十五日命令第二八條）

一一〇五 三、共和第八年風月二十七日法律第六六條の規定に拘はらず一八一五年以來各部を構成する判事は部員として一定不變とすへき慣例行はれ大審院に於ては判決例の統一を保つ爲交代法を行はず然るに一八三一年十二月八日大審院決議録に依れば死亡又は辭職に因り甲の部又は乙の部に缺員あるときは從來の部員の希望に依り各部長及院長の承諾を得て新任部員に先ち右缺位に轉補することを得へし然れども此權能を行ふ者稀に見る所なり

一一〇六 四、大審院の判決は十一人以上の判事を以て之を爲す（共和第八年風月二十七日法律第六二條一八二六年一月十五日命令第三條）

一一〇七 一八八三年八月三十日法律第一條及第四條を以て規定したる控訴院及裁判所の裁判評議は奇數の判事を以てすへき義務は之を大審院に及ぼさず一八八三年法律の規定は大審院に關係なし（ダローズ一八八六年法令學說判例彙集第二部第六九頁、グラッソン評釋グラッソン及コルメ・ダージュ第一卷第一〇五號）

第二節 權 限

第一款 一般權限

一一〇八 一、大審院の主要權限は其管下に在る裁判所の裁判に對し爲したる抗告若くは上告に關し判決

を爲し違法の裁判を破毀し以て更に他の裁判所をして裁判を爲さしむるに在り但し如何なる口實を以てするを問はず且場合の如何に關せず毫も事件の本案に付裁判を爲すことを得ず大審院は裁判上の一審級を爲すものに非らず上告せられたる裁判に對する某訴訟に關する事實は正確と看做すも此裁判は此事實に對し法律の適用を誤らざりしや否を考究するを以て任務とす大審院は前判決の破毀を宣告するも自から裁判を爲さず破毀せられたる裁判を爲したる裁判所と同級の裁判所に事件を移付して裁判せしむ移付を爲さずして破毀し得へき場合は此限に在らず（一七九〇年十一月二十七日法律第二條及第三條一七九一年九月十九日—二十九日法律共和第三年實月五日憲法第二五四條及第二五五條及共和第八年霜月二十一日憲法第六六條）—上告の部參照

一一〇九 事實上の取調を法律上の取調より分離し大審院の權限に屬せしむるに本案を裁判する判事に留保する訴訟事件に關する事實要素の法律的性質決定のみを以てし甄別する所あるは理論上單純のことなりと雖も實際に於ては困難なる問題生ずるを見る大審院は判事か法律に違反せざりしや否を考究するに付ては或程度まては事實上の判斷を爲さざるへからず此分界線は往々にして混同を免かれず且之を定むること困難なり凡ての訴訟に於て判事か順次考究を要すへき左の三要素を識別せば分界稍明なるを得む

一一一〇 第一は訴訟事件に關する事實にして此事實は判事か其實際上生ぜし狀況と之を實現したる當事

者の意思とに付て判断し第二は此事實に對する法律上の名稱附與換言すれば法律的性質の決定にして此事實を認證したる判事は此事實中賣買贈與民法上禁止せられたる介立相續等の要素ありや否や又は刑事事件に在りては竊盜背任詐欺取財偽造等の要素ありや否を自問し第三は判事の認定したる事實及判事か此事實に對して付與したる名稱より生ずる法律上の結果(ボンニエー第一卷第二一四頁)是れなり

一一一一 訴訟事件に關する事實及此事實を實現したる當事者の意思を認定するは本案判決に任すべき判事に屬するや固より明にして此判事は唯證據に關する法律上の規定及民法に掲けたる解釋規則(民法第一一五六以下)を尊重すべきのみ他の一方に於て本案判決に任する判事は契約の約款にして明瞭且精確なるときは其契約の趣旨を變更することを得ず(上告の部第三一五號以下參照)

一一一二 大審院は判事に依り認定せられ名稱を付せられたる事實に基つく法律上の結果の決定に關し監督權を行ふべきや勿論なり故に判事か賣買の性質ありと認めたる契約に於て賣買に關する規定を適用したるや否を批判するは大審院に屬す

一一一三 本案に付裁判を爲すべき判事の認定したる事實の法律上の名稱付與に關しては困難なる問題生ずるを見る法律自から法律行爲の要素を定めたるときは大審院は此要素か名稱を付せられたる事實中に存在するや否を決定することを得るは疑を容れず例へば判事か賣買契約に關する法律上の要素即ち同意、物及代價を具有せざる契約に對し賣買の名稱を付したるときは此要素を列擧したる法律に違反したるものなり大審院は必ず其監督權を行はざるへからず

一一一四 然れども法律自から其法律上の結果を付したる事實の性質を定めるときは本案に付裁判を爲すべき判事か此事實に付したる名稱は左右すへからざるものなりや否や此問題は主として刑事事件に關して起るを見る(上告の部第六九二號以下參照)一八二二年誹毀事件(ダローズ母字順法令學說判例彙集上告の部第一二二四號)に際し裁判長バレーが大審院に於て其意見書を朗讀し主張したる所に依れば大審院は事實に關する法律上の名稱付與に付ては法律自から事實の構成要素たる法律上の性質を定義するに非らざれば監督權を有せずバレーは曰く判事は法律に定めざる事項の裁判に於ては眞の陪審員なり(プロニ判事の報告ダローズ母字順法令學說判例彙集上告の部第一二八六號參照)

一一一五 此意見は勝を制せざりき此意見は一七九〇年十一月七日法律第三〇條の規定と調和せるものあらむ其規定に依れば上告裁判所は明に法律の條文に違反したる判決に非らざれば之を取消すことを得ず然れども爾後の法即ち一七九一年憲法(第三章第四節第二〇條)共和第五年憲法(第二五五條)共和第八年憲法(第六六條)に於ては明に法律に違反したることを必要とするに過ぎず立法者は條文なる詞を削除し大審院は法律の條文に於けるのみならず其精神に於ても之に違反することを得ざる旨を示したるものなり大審院は斯の如くにして單り克く法律を尊重せしむるのみならず判決の統一を保つべき任務を盡くすことを得へし(シユノン「破毀の原因要件及效果」第一六六號)

一一一六 法律か法律行為又は犯罪構成の要素を定め且此要素の具有すべき性質を明にしたるときは大審院の任務に關して尙ほ困難なる問題存するを見る此性質にして條理的判斷を爲し得るものたるに過ぎざるときは判事は之を判斷し得べく之に反して法律上明に此性質を定義したるときは法律的判斷を爲し得へし此判斷は大審院の監督に屬す此區別に付ては往々にして困難なる問題を生し之に關して爲したる適例に依るに非らされは之を了解すること能はず(上告の部第三一四號以下第六八五號以下參照)

一一一七 尙ほ疑問に屬するもの多く判例屢次變更せらるるを見る久しく行はれたる判例に依れば判事は或事實か過失者の責任として問はるべき過失を構成する性質を有するや否を認定する權あるものとせしか今日に於ては事實か過失に關する法律上の性質を有するや否は大審院之を審査すべきものとせり(上告の部第三五九號以下參照)

一一一八 二、大審院は其主要職權たる上告事件を審理するの外左の事項に付裁判權を有す……第一、判事の越權行為に對し政府の命令を以て爲す取消請求(上告の部第四六五號以下參照)……第二、同一訴訟の提起を受けたる裁判所か共に同一控訴院の管轄に屬せざるか又は權限爭にして二以上の控訴院間に存する場合に於ける管轄裁判所指定の裁判(民事訴訟法第三六三—管轄裁判所指定の裁判の部參照)……第三、正當なる嫌疑又は公安を原因とする訴訟事件移送の申立(移送の部參照)……第四、民事訴訟法第五〇九條を以て規定したる場合に於ける裁判官を對手とする損害賠償の訴(對裁判官訴訟の部參照)

照)

一一一九 三、最後に大審院は懲戒裁判所と同じく各種裁判所所屬司法官に對し懲戒權を行ふ(司法官懲戒の部參照)

第二款 審理部の權限

一一二〇 一、審理部の主要なる權限は民事上告を受理すべきや又は受理すべからざるやを審査するに在り審理部か上告の理由ありと認むるときは理由を付せずして受理の判決を爲し事件を民事部に移付し對審辯論せしむ審理部に於て上告を受理すべからざるもの若くは理由なきものと認めたるときは棄却の判決を爲し受理の判決と異り理由を付せざるべからず(上告の部一九六號以下參照)

上告は豫め審理部の取調に付せらるべきものなりとする原則に付ては二三例外あり第一、其最も重要なものは刑事事件に關して爲したる上告は審理部の取調を要せざること是れなり刑事事件に關する上告は直に刑事部に之を提起す—第二、護法を目的とする檢事長の上告は直接に民事部又は刑事部又は聯合部に之を提起す(共和第八年風月二十七日法律第八十八條—上告の部第四六二號參照)—第三、公用徵收に關する上告は直接に民事部に之を提起す(一八四二年五月三日法律第二〇條及第四二條)—第四、議員選舉(一八七五年十一月三十日法律第一條)又は商事裁判所審判員選舉(一八八三年十二月八日法律第六條)に關する選舉人名簿登錄に關する上訴に付ても亦同し

一一二一 例外として豫め審理部の取調を必要とせざる場合は法律に掲けたる場合に限るものとす（一八四五年十二月十日大審院民事部判決ダローズ一八四五年法令學說判例彙集第四部第六一頁）

一一二二 二、審理部は特に管轄指定の申請正當の嫌疑又は公安を原因とする移審の申立を取扱ひ此等の請求に對し最後の裁判を爲す（管轄指定の裁判移送の部参照）

一一二三 三、審理部は又越權の判決取消の訴に付ては民事部に之を移送せずして自から之を取扱ふ（上告の部第四六八號参照）

一一二四 四、控訴院の一員か重罪又は輕罪を犯したりとして訴へられたるときは審理部は其事件を移付すべき裁判所を指定す（刑事訴訟法第四八一條及第四八二條）然れども司法大臣の命に依り行ふ懲戒訴訟に關するときは大審院の總部聯合して之を裁判す（一八八三年八月三十日法律第一三條及第一六條）

一一二五 五、裁判所の全員又は控訴院の一員か其職務執行中犯したる瀆職罪又は尙ほ重大なる犯罪ある場合に於ては審理部は檢事長の請求に基づき一切の事件取扱を中止して被告事件を判決し棄却したる場合に於ては被告人を釋放し又受理したるときは被告たる裁判所の全員又は控訴院の一員を民事部に移送し民事部は重罪裁判所に移審の判決を爲すものとす（刑事訴訟法第四八五條以下）—官吏の部参照

第三款 民事部の權限

一一二六 一、民事部は上告せられたる判決に關し審理部に於て或事項に付てのみ不服を申立てたる原告

をして民事部に於て右判決に關する他の事項に付非難することを得さらしめ以て辯論の範圍を限定したる審理部の上告受理の判決に因り移付せられたる事件を取扱ふ（一八五〇年六月三十日大審院民事部判決ダローズ一八五一年法令學說判例彙集第一部第一八〇頁）

一一二七 上告に對する民事部の判決は訴訟か審理部に提起せられたるときは程度に於て之を爲すことを要す故に民事部は上告受理の決定ありたる後前判決の破毀あるも原告に於て毫も利する所なきときと雖も判決を爲すことを要す民事部の裁判は又一方に於て罰金の還付又は訴訟費用の言渡に依り實用を見る（一八六八年二月五日大審院民事部判決ダローズ一八六八年法令學說判例彙集第一部第五八頁、一八六九年八月三日同上判決ダローズ一八六九年法令學說判例彙集第一部第三五二頁、一八八八年三月二十六日同上判決ダローズ一八八八年法令學說判例彙集第一部第四六五頁—上告の部第二五二號参照）

一一二八 判例に依れば上告人か會社設立に關して非難を加ふるも控訴申立に際し會社不成立に付精確なる理由を主張せざるときは大審院民事部は上告を以て申立てたる會社不成立の原因中控訴判決に掲げたる原因に付てのみ取調を爲すことを要す（一八九五年一月二十一日大審院民事部判決ダローズ一八九五年法令學說判例彙集第一部第一一二頁）

一一二九 二、民事部は審理部に於て豫め取調を爲すことを要せざる左の事件を取扱ふ第一、檢事長か護法を目的とする上告第二、公用徴收に關する上告第三、議員選舉又は商事裁判所審判員選舉に關する上

告是れなり

二〇四

第四款 刑事部の権限

一一三〇 一、刑事部は審理部に於て豫め上告受理の判決を爲すことを要せざる重罪輕罪及違警罪に關する上告に付判決す（共和第四年霧月二日法律第四條、共和第八年風月二十七日法律第六〇條、刑事訴訟法第四二五條及第四二六條）

一一三一 刑事部は上告にして民事に關するときは其管轄違なることを宣言し當事者を當該部に移付して上告せしむ（一八二二年六月五日一八一九年四月十五日一八四〇年五月二十二日大審院民事部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集上告の部一二六三號）……但し公訴に附帶して爲したる損害賠償の訴に付ては此限に在らず

一一三二 二、懲戒事件は刑事的性質を有せず民事部をして之れか取扱を爲さしむ（懲戒の部參照）

一一三三 三、刑事部は刑事裁判所の管轄指定の請求（刑事訴訟法第五二六條以下）及甲乙裁判所間に於ける訴訟事件移送の請求（刑事訴訟法第五二四條）に付裁判す民事に對しては夫の審理部か控訴院と共に此職權を有するに反して右請求事項は刑事部のみ之を裁判す（管轄裁判所指定の裁判の部參照）

一一三四 四、刑事部は又刑事に關して左の事項を取扱ふ第一、司法大臣の命に依り爲す越權判決の取消請求（刑事訴訟法第四四一條、第二、護法を目的とする上告（刑事訴訟法第四四二條）第三、再審の訴

（第四四三條以下）是れなり

第五款 聯合部の権限

一一三五 大審院は法律を以て特に定めたる場合に於て三部を聯合して公式法廷を開く即ち第一、休暇後の開廷式を行ふとき（一八二六年一月十五日命令第七一條）第二、重罪裁判所又は控訴院の判事を對手とする損害賠償の訴あるとき民事訴訟法第五〇九條一裁判官を對手とする訴訟の部參照）第三、大審院か司法官懲戒裁判所たるとき（一八八三年八月三十日法律第一三條乃至第一六條）第四、第一回の破毀ありたる後同一名義を以て訴訟を爲したる當事者間の同一事件に對する控訴院又は地方裁判所の第二回の判決にして第一回の判決に對すると同一の理由を以て不服を申立てられたるとき（一八三七年四月一日法律第一條）是れなり

一一三六 第二回上告の場合に於て訴訟を聯合部に移送せむか爲めには一八三七年法律第一條に列擧したる要件の具備即ち訴訟の目的同一なること人の同一なること及上告の理由同一なることを要す

一一三七 判例の示す所に依れば人の同一なることに關しては既に刑事部の判定に付せられたる理由に基づく上告は此理由にして同一事件に關し主張せらるるに拘はらず最初に此理由を提示せし當事者以外の當事者か之を主張するときは聯合部に之を提起することを得す（一八六六年九月二十七日大審院民事部判決ダローズ一八六六年法令學說判例彙集第一部第五〇六頁、一八六八年六月十二日同上判決ダローズ

二〇五

一八六九年法令學說判例彙集第一部第二六一頁)

一三八 然れども此規則は檢察長か護法の爲聯合部に上告を爲すことを妨げず(一八四五年三月二十六日聯合部判決ダローズ一八四五年法令學說判例彙集第一部第一七九頁、一八四六年十二月十四日同上判決ダローズ一八四七年法令學說判例彙集第一部第二二頁、一八五二年八月十九日大審院刑事部判決ダローズ一八五四年法令學說判例彙集第一部第四六頁)

一三九 大審院聯合部に於て屢次判決を爲さざるへからさりしは理由の同一なることに關す聯合部に對する上告は原則として移送を受けたる控訴院の判決に於て移送を爲したる大審院の判決に掲げたる法律上の所見に付直接に不服の旨の記載あるに非らされは之を提起することを得ず聯合部に移送すへからざる場合の諸例は下の判決に於て見る所なり一八〇九年八月三日大審院審理部判決一八〇九年八月三十一日一八一三年八月七日一八一八年十月十七日一八二六年十一月十日一八二七年七月十八日一八二九年一月二十九日一八三四年五月二十七日一八三六年十二月五日一八三九年十二月三日一八四二年八月三十一日一八四三年一月三十一日大審院民事部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集上告の部第一二八六號、一八五〇年四月十六日同上判決ダローズ一八五〇年法令學說判例彙集第一部第二四四頁、一八五一年十二月二十三日同上判決ダローズ一八五四年法令學說判例彙集第一部第四〇一頁、一八五二年八月四日大審院審理部判決ダローズ一八五二年法令學說判例彙集第一部第一九七頁、一八五三年八月十日大審院民

事部判決ダローズ一八五三年法令學說判例彙集第一部第三四一頁、一八五六年二月十二日大審院聯合部判決一八五六年三月二十八日大審院刑事部判決ダローズ一八五六年法令學說判例彙集第一部第二〇〇頁一八五七年一月二十三日同上判決ダローズ一八五七年法令學說判例彙集第六二頁、一八五九年二月十日同上判決ダローズ一八五九年法令學說判例彙集第一部第一四三頁、一八五九年三月十一日同上判決ダローズ一八五九年法令學說判例彙集第一部第二四〇頁、一八六二年五月十五日大審院聯合部判決ダローズ一八六二年法令學說判例彙集第一部第三八八頁、一八六二年七月五日大審院刑事部判決ダローズ一八六三年法令學說判例彙集第一部第三八五頁、一八七三年二月十九日大審院民事部判決ダローズ一八七三年法令學說判例彙集第一部第四四九頁、一八八五年七月十一日大審院刑事部判決ダローズ一八八六年法令學說判例彙集第一部第二七七頁、一八九〇年十一月二十六日大審院民事部判決ダローズ一八九一年法令學說判例彙集第一部第三四五頁、一八九五年一月二十五日大審院刑事部判決ダローズ一八九五年法令學說判例彙集第一部第五三七頁、一八九五年七月六日同上判決ダローズ一九〇〇年法令學說判例彙集第一部第四七八頁、一九〇〇年二月十六日同上判決ダローズ一九〇〇年法令學說判例彙集第一部第二〇九頁一九〇〇年十二月七日同上判決ダローズ一九〇一年法令學說判例彙集第一部第二〇一頁、一九〇一年七月十五日大審院民事部判決ダローズ一九〇三年法令學說判例彙集第一部第一八五頁、一九〇二年四月十二日大審院刑事部判決ダローズ一九〇二年法令學說判例彙集第一部第三五九頁、一九〇八年二月二十八

日同上判決ダローズ一九一〇年法令學說判例彙集第一部第三八一頁是れなり

二〇八

一一四〇 第一回の破毀ありたる後既に大審院に於て判定せられたる上告理由と先きに提出せられし他の理由とに基づき新なる上告あるときは民事部又は刑事部は新なる理由に付判決し既に判定せられたる理由に付ては聯合部に移付して取調を爲さしむ（一八九八年六月三十日大審院聯合部判決ダローズ一九〇〇年法令學說判例彙集第一部第五五頁）

一一四一 聯合部が右二の上告理由の提出を受けたるときは第一の理由に對してのみ裁判權を有し其第一の理由を棄却する場合に於ては第二の理由に付ては事件を當該部即ち民事部又は刑事部に移付することを要す（一八八二年八月二日大審院聯合部判決ダローズ一八八三年法令學說判例彙集第一部第五頁）

一一四二 右聯合部の判決に付せられたる第一の上告理由にして民事部又は刑事部に於て判決すべき第二の上告理由よりも先決問題に屬するときは民事部又は刑事部は第二の理由に基づき破毀を爲す場合に於て聯合部が判決を爲すまで事件の移付を猶豫することを要す（一八四七年九月十八日大審院刑事部判決ダローズ一八四七年法令學說判例彙集第一部第二九一頁）——之に反して新なる理由を先決問題とすべきときは聯合部は自から第一の理由に關し判決を猶豫せざるべからず（一八九八年六月三十日大審院聯合部判決ダローズ一九〇〇年法令學說判例彙集第一部第五五頁）

一一四三 當事者は聯合部に對し上告することを得ず何となれば通常開廷又は公式開廷を構成することは

大審院の内部行政行爲なればなり刑事に關しては第二回の判決に對する上告に關して此第二回の判決か第二回の判決と同一の理由に基づき不服を申立てられたるものなることを決定し且此決定を爲したる場合に於て聯合部に移付を爲すべきは先に第一回の判決に對して破毀の判決を爲せし刑事部なり（一八三三年一月二十五日大審院刑事部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集上告の部第一二八九號、一八六八年六月十二日同上判決ダローズ一八六九年法令學說判例彙集第一部第二六一頁）

一一四四 民事に關しては審理部は第二回の判決は第一回の判決の際と同一當事者間に於て且同一理由に基づき不服を申立てられたりや否を審査し之を肯定すべきときは之を受理し民事部に於ても同様の取調を爲し審理部と其意見を同しうるときは聯合部に移送す此決定は移送に關して當事者の異議申立ありたるときは辯論を爲さしめ又は當事者が同意したるときは辯論を経ずして之を爲し當事者に之を送達せず民事部にして聯合部に移送すべき旨を宣言するときは聯合部は此決定ありたる事實のみに依り他の手續を要せずして事件を取扱はざるべからず又若し民事部にして移送を爲すべからざることを宣言したるときは辯論を聴取したる後事件を判決す

一一四五 審理部が破毀後の第二回上告を受理し原告をして被告を民事部に呼出さず聯合部に呼出すことを得せしめたるときは被告は審理部の決定に對し抗告することを得聯合部は其管轄權ありや否を審査し必要あれば管轄違の宣言を爲す權を有す聯合部は此場合に於て訴訟を裁判すべき部に事件を移送す

二〇九

一一四六 聯合部は必ずしも大審院の當該部に於て定まりたる意見と控訴院の意見との何れかを採擇することを要せず聯合部は其判斷を爲すに付ては絶対權を有す（一八二八年十二月二十日大審院民事部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集上告の部第一二九三號）聯合部は又不服を申立てられたる判決の至當なることを證明する爲尙ほ未だ調査せられざりし法律上の理由を補充し又例へは其判決すべき訴訟上一定の事實に付したる法律上の名稱以外に於て新なる法律上の名稱を付することを得（一八四七年三月三十日大審院聯合部判決ダローズ一八四七年法令學說判例彙集第一部第一六八頁）

第六款 休暇部の權限

一一四七 一、審理部及民事部のみ休暇を有し此休暇は八月十五日より十月十五日まで二月間繼續す一九一〇年五月二十九日命令は大審院に之を適用せず

一一四八 刑事部は休暇を有せず一八二六年一月十五日命令を以て與へたる請暇を以て之に代ふ

一一四九 二、一八一五年八月二十四日及一八二六年一月十五日命令を以て大審院の審理部及民事部の爲毎年之の休暇を設け從來休暇を有せざりし刑事部に休暇部を設け以て緊急民事事件を裁判せしめたり

一一五〇 民事に關する休暇部の事務に付ては事務の分配及開廷に關する特殊の帳簿を調製し既に審理部及民事部の帳簿に記載せられたる緊急事件にして休暇開始前に處理せられざりしもの及休暇中書記課に提出せられたる同種の事件を右帳簿に記載す（一八二六年一月十五日命令第六八條及第六九條）

一一五一 下に掲げたる事項は休暇部に於て緊急事件として裁判を爲すべきものとす……護法を目的とする檢事の上告（一八三〇年十二月二十九日大審院聯合部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集上告の部第一二九五號）……民事部の闕席判決前の訴訟程度回復の訴の爲定めたる期間にして休暇後の事務開始前に滿了すべきとき此原狀回復の訴（一八二三年十月二日大審院聯合部判決ダローズ母字順上告の部第一二九五號）……正當なる嫌疑を原因とする移送の請求（一八二四年九月二十四日大審院聯合部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集休暇の部第一九九五號）……商事事件（一八一七年九月二十六日大審院聯合部判決ダローズ母字順法令學說判例彙集上告の部第一二九六號）是れなり實際に於ては休暇部は毎週一回開廷するのみにして民事事件の爲めに開廷せず重大なる犯罪事件を處理するに止まるものとす

一一五二 三、判事支障ある爲休暇中刑事部員不足なるときは民事部員中新任者を以て之を補充す之れか爲大審院長は毎年八月十五日前に於て名簿上新任判事四人を指名し以て休暇中刑事部員を補充する爲就任順に依り之を招致することを得せしむ（一八二六年一月十五日命令第六五條及一八四七年八月二十一日命令）

佛國裁判制度

地方裁判所控訴院大審院の組織及權限

終

號數	年	月	司法資料表題
第一號	大正一〇、二	一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、二	一	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	一一、一	一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	一一、二	二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一、三	三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一、四	四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	一一、五	五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一、六	六	英蘭及うえーるすノ警察
第九號	一一、七	七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一、八	八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一、九	九	英國ノ判事及ますたー論

第一二號	大正一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營竝ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二、一	辯護士倫理
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論
第二二號	一二、六	(附) 統一的勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二三號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
		戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概觀

第二四號	大正一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會竝ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概觀
第二六號	一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	一二、八	短期自由刑論
第二八號	一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	一二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	一二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	一二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	一二、一一	司法制度改良論
第三三號	一二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例
第三五號	一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例

(佛、伊、白、蘭國之部)
(英國及瑞西部)

第三六號	大正二三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(丁抹、瑞典、諾威之部)</small>
第三七號	" 二三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	" 二三、二	佛國借家借地法
第三九號	" 二三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(英國、加拿大之部)</small>
第四〇號	" 二三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	" 二三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(南亞之部)</small>
第四二號	" 二三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(濠洲之部)</small>
第四三號	" 二三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(米國之部)</small>
第四四號	" 二三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	" 二三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位附司法行政機關)
第四六號	" 二三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	" 二三、六	瑞西國辯護士法

第四八號	大正二三、七	露西亞事情
第四九號	" 二三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	" 二三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	" 二三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	" 二三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	" 二三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	" 二三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	" 二三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	" 二三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	" 二三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文

第五八號	大正一三、一二	米國少年裁判法
第五九號	" 一三、一二	英國裁判所構成論（七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織（附）裁判所相互ノ關係）
第六〇號	" 一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	" 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	" 一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記錄
第六三號	" 一四、二	北米合衆國裁判制度（一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度）
第六四號	" 一四、三	獨逸國後見制度（前編）
第六五號	" 一四、三	獨逸國後見制度（後編）
第六六號	" 一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	" 一四、四	假釋放
第六八號	" 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣

第六九號	大正一四、五	誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事錄
第七〇號	" 一四、六	諸國刑法草案
第七一號	" 一四、六	英國司法警察論
第七二號	" 一四、七	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七三號	" 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第一編）
第七四號	" 一四、八	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書 附 金山檢事宇野判事視察報告書
第七五號	" 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七六號	" 一四、九	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第二編）
第七七號	" 一四、九	獨逸國陪審裁判所記錄 附 秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七八號	" 一四、一〇	刑罰ニ關スル制度（其一）
		佛蘭西の政治組織（現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概觀）

第七九號	大正一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(總則篇)
第八〇號	" 一四、一二	刑罰に關する制度(其二)
第八一號	" 一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	" 一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリフォルニア州の裁判制度)
第八三號	" 一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	" 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝に理由書(各論篇)
第八五號	" 一五、五	陪審制度視察報告書集(附)ガルソン教授述陪審制度論
第八六號	" 一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	" 一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	" 一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	" 一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	" 一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	" 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	" 一五、九	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第三篇)

第九三號	大正一五、九	刑罰に關する制度(其六)
第九四號	" 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
九五號	" 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
九六號	" 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
九七號	" 一五、一一	佛國裁判制度(其一)
九八號	" 一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)

終